

標識番号を取り付けてください

名古屋市
(令和7年9月～)



公道走行可能な電動キックボードは課税対象です！

●申告が必要な方

公道走行可能な電動キックボード等を購入した場合は、販売店から「特定小型原動機付自転車（または一般原動機付自転車）」である旨が記載された**販売証明書が発行されます。**

この**販売証明書をお持ちの方は、市税事務所、区役所または支所の税務窓口で申告書を提出し標識番号(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。**

申告書は、市税事務所、区役所および支所の税務窓口に用意されています。

なお、販売証明書が、申告書と一体となっている場合もあります。その場合は、その申告書を使用してください。

「特定小型原動機付自転車」として登録するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (要件1) 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- (要件2) 原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
- (要件3) 最高速度が20キロメートル毎時以下であること
- (要件4) 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- (要件5) オートマチック・トランスミッション(AT)その他のクラッチの操作を要しない機構であること

※すべての要件を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、一般原動機付自転車等として取り扱います。

参考

公道を走行する際は、交通ルールを守って乗車しましょう。

また、道路運送車両の保安基準に適合した構造および装置が必要です。

交通ルールや保安基準などの詳細については、販売店や警察庁等のウェブサイトで確認してください。右記の二次元コードからアクセス可能です。

警察庁HP



国交省HP



●申告先 および お問い合わせ先

(申告先) 市税事務所、区役所および支所の税務窓口

(お問い合わせ先) 金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当)

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号

電話番号 052(324)9803 F A X 052(324)9825

詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

名古屋市 電動キックボード



右の二次元コードから市ウェブサイトへアクセスが可能です。

